

大和市家庭相談員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第20号

大和市家庭相談員設置規則の一部を改正する規則

大和市家庭相談員設置規則（平成20年大和市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、大和市保健福祉センター内の大和市家庭児童相談室（以下「家庭児童相談室」という。）に勤務するものとし」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。